

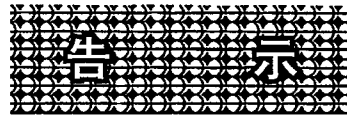
長野県報

5月31日(金)
平成14年
号外

目次

告示

中小企業融資規程の一部改正..... 1



○長野県告示第303号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成14年5月31日以降の貸付けに係る貸付金から適用する。

平成14年5月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第7号中「をいう」を「及び県内に店舗を有しない信用組合（以下「特認信組」という。）をいう」に改める。

第6条第2項中「並びに商工組合中央金庫」を「、商工組合中央金庫並びに特認信組」に、「店舗」を「店舗（特認信組にあっては、県内を営業区域とする店舗）」に改める。

産業振興課